

デジタル時代における放送の将来像と 制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)[案]

～概要～

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

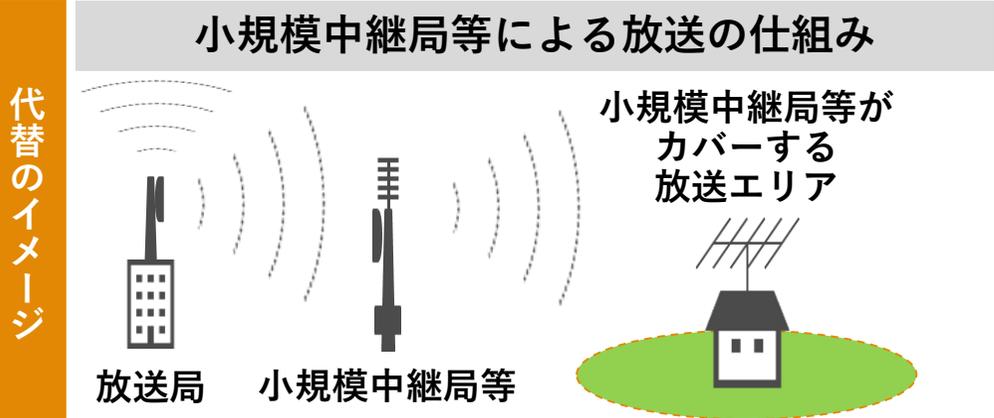
令和6年10月22日

第1章 放送の将来像

放送の価値	基本的理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送は、表現の自由の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するもの。公共性の観点からは、同時・同報の信頼される基幹的メディアとして、公衆を包摂・形成する社会基盤というべきもの。 ● 情報の伝送手段が多様化し、情報空間の健全性の確保や公衆の相互理解や対話の促進が課題となる中で、放送の社会的な役割に対する期待は大きい。
	放送の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送に期待される価値の本質は変わらないとしても、放送の価値をもたらし、それを発揮する放送の在り方は変わり得るもの。 ● その観点から、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠な良質なコンテンツが提供される構造^{※1}や情報空間の変化^{※2}なども踏まえて、将来的な放送の在り方について引き続き研究を進めていくことが必要。 <p>※1 コンテンツの質の確保は、各放送事業者において視聴者の意見を取り入れながら適切に図られるもの。一般論として、良質なコンテンツは、一定の編集責任と経営基盤の下で収入を確保し、資源を投じて制作してこそ提供可能。その効用は、世代を問わず国民に広く提供されてこそもたらされる。</p> <p>※2 情報空間は絶えず変化。例えば、市場原理に委ねているだけでは特定の分野の情報が十分に提供されなくなるおそれや、情報過多によって必要な情報にたどり着くことが難しくなるおそれがある。</p>
放送概念 (放送制度)		<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の放送制度^{※1}は、情報の伝送手段としての放送の技術的な特性^{※2}を基礎として、放送に社会的な役割を担わせることで形成されてきたもの。 <p>※1 現行法上の放送の定義は、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信。この定義の下で、放送番組等のインターネット配信は、放送に該当しない。</p> <p>※2 同時・同報で広範囲に到達すること、輻輳のないこと等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報の伝送手段が多様化し、上記の特性が相対化する中で、放送制度やその中の放送概念は、将来的には、放送の社会的な役割を基礎として、多様な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成されると考えることは可能。 ● そのような放送制度を研究する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保^{※3}を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇^{※4}することなどの効果について議論を深めていくことも必要。 <p>※3 現行法における基幹放送の場合には、無線の伝送路の優先的確保や計画的な普及によって図られてきたもの。</p> <p>※4 プロミネンス（PF上で情報を目立たせ、アクセス機会を確保する措置）、権利処理、視聴データの取扱い等</p>

第2章 小規模中継局等のブロードバンド等による代替

<p>代替の是非</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送を行う者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、小規模中継局等による放送をIPユニキャスト※で代替することを経営の選択肢として許容することが適当。 ※ IPユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、品質・機能の基準がない点や技術的な制約がある点に留意が必要。その一方で、放送番組のインターネット配信に用いられており、放送に準ずる一定の技術的な特性は備えていると考えられる。 ● NHKについても、NHKと民間放送が協力し、両者の責任の下で行われることを前提として、IPユニキャストによる代替を許容することが適当。
<p>代替の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 代替は、一定の要件（代替の必要性※1、代替の受容性※2）を満たす限定的な場合に限り許容するが、複雑で厳格、硬直的な要件とならないように配慮すべき※3。 ※1 経営状況、小規模中継局等の開設・維持に係るコストの合理性等 ※2 地域住民の理解を得る上で必要なプロセスを踏んでいること等 ※3 基幹放送の伝送手段は放送が基本。 ● 円滑な権利処理ができる代替手段となっているかどうかも重要。
<p>品質・機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質・機能の水準については、IPユニキャストの技術的な制約を考慮するとともに、放送に準じて視聴者が受容可能なものとすることが適当。





（注）各工程は最短の場合を想定したもの。実際には実施可能なものから順次実施。

第3章 ラジオ放送における経営の選択肢

F M転換等	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要なニーズ調査を実施した上で95.0MHz以上の周波数帯をFM放送用の周波数として既存のFM事業者等を含めて使用可能とすることが適当。 ● AM放送における経営の選択肢として、「AM局の運用休止に係る特例措置」の実施状況も踏まえて制度面で「FM転換」を可能とすることが適当であり、まずは「AM局廃止」から段階的に取り組むことを可能とすることが適当。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るに当たっては、インターネット配信によってもラジオ番組が聴取されている実態※に配慮するとともに、停電時においても情報の伝送が可能なメディアとしての有用性に留意することが必要。 <p>※radikoにおいては日本民間放送連盟加盟ラジオ放送局全99局及びNHKのラジオ番組を聴取可能。</p>

放送に使用されている周波数

用途	周波数	周波数幅
AM放送	526.5～1606.5kHz	1MHz
短波放送	3.9～26.1MHzの一部	4MHz
FM放送	76.0～95.0MHz	19MHz
地上テレビ放送	470.0～710.0MHz	240MHz

AM放送における経営の選択肢に関する用語

FM転換	親局を含むAM局をFM方式に転換すること
AM局廃止	AM方式の親局を維持しつつもFM補完中継局（FM方式による補完中継局）を整備するなどしてAM方式による中継局を廃止すること
AM局の運用休止に係る特例措置	<p>FM転換やAM局廃止を検討するに当たっては、その社会的影響※¹を最小限にする必要があり、これを検証する観点から、一定期間においてAM局の運用を休止することを認める特例措置※²</p> <p>※¹ FM局のカバーエリアは一般的にAM局よりも狭い。FM転換後の放送やFM補完中継局による放送を受信するためには、その周波数に対応したラジオ受信機が必要。</p> <p>※² 2023年の再免許時に実施。13社34局に適用。</p>